

## 医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所における研究活動上の不正行為に関する規則

平成19年10月1日

### (目的)

第1条 この規則は、医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所(以下「本研究所」という。)において研究に従事する全ての者(以下「研究者」という。)の研究活動上の不正行為を防止し、学術研究の健全な環境の確保と学術研究の信頼性と公正性を高めるため、本研究所における研究活動の際の行動規準及び不正行為への対応に関する必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において「不正行為」とは、研究活動上の行為において発表された研究成果に関する次に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされたものを除く。

- (1)捏造存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2)改ざん研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3)盗用他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- 2 この規則において「告発者」とは、前項に規定する不正行為に関する相談、告発を行う者をいう。
- 3 この規則において「被告発者」とは、前項に規定する告発者による相談、告発の対象者をいう。
- 4 この規則において「悪意」とは、被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。
- 5 この規則において「研究機関」とは、国内に所在する大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関、国及び地方公共団体の直轄研究機関、独立行政法人、財団法人、社団法人、企業をいう。
- 6 この規則において「資金配分機関」とは、文部科学省、独立行政法人日本学術振興会、各府省庁(各府省庁から当該研究資金に係る委託を受けた機関を含む。)等をいう。
- 7 この規則において「部局」とは、研究所及び病院をいう。

### (行動規準)

第3条 研究者は、次に掲げる事項をその職務に係る行動規準として活動するものとする。

- (1)不正行為を行わないこと。
- (2)不正行為に荷担しないこと。
- (3)不正行為をさせないこと。

### (告発等の受付窓口)

第4条 本研究所における不正行為に関する告発の受付窓口(以下「受付窓口」という。)として事務課

に設置する。

2 受付は、文書、電子メール、ファックス又は面会の方法によるものとする。

3 受付窓口の職員は、告発を受理した場合には、速やかに理事長に報告しなければならない。

(告発等の取扱い)

第5条 告発は、原則として顕名とし、不正行為を行ったとする研究者・研究グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が示されているもののみを受け付けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合及び報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合は、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

3 告発が本研究所が調査を行うべき事案に該当しない場合は、該当する研究機関に当該告発を回付するものとする。また、他の研究機関から本学へ事案が回付された場合は、本研究所で告発があったものとして取り扱うものとする。

4 文書による告発など、受付窓口が受付けたか否かを告発者が知りえない方法による告発がなされた場合は、告発者(匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。)に受け付けたことを通知する。

5 告発の意思を明示しない相談を受けた場合は、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。この場合において、理事長が当該事案の調査を開始することが相当と判断した場合にあっては相談者の意思表示の有無にかかわらず調査を開始することができる。

6 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという告発・相談を受けた場合は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、被告発者が本研究所に所属しない場合は、被告発者の所属する研究機関に事案を回付することができる。

7 次の各号に該当する告発があった場合は、当該研究機関と合同で調査を行うものとする。

(1) 本研究所に所属する被告発者が他の研究機関で行った研究に係る告発があった場合または、他の研究機関に所属する被告発者が本研究所で行った研究に係る告発があった場合

(2) 被告発者が、既に本研究所を離職し、告発された事案に係る研究を本研究所で行っていた場合で、他の研究機関に所属している場合

(3) 被告発者が、既に他の研究機関を離職し、告発された事案に係る研究を当該研究機関で行っていた場合で、本研究所に所属している場合

8 被告発者が告発された事案に係る研究を本研究所で行っていた場合で、本研究所を離職後、どの研究機関にも所属していない場合は、本研究所で調査を行うものとする。ただし、当該研究が資金配分機関の資金によるものであり、当該資金配分機関が本研究所による調査の実施が極めて困難であると認め、自ら調査を行う場合を除く。

(告発者・被告発者の取扱い)

第6条 理事長は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう必要な措置を講じなければならない。

2 調査事案が漏えいした場合、理事長は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。

3 理事長は、悪意に基づく告発を防止するため、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者に対し、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等の措置がありうることを周知する。

4 理事長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に告発者に対し、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行ってはならない。

5 理事長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を全面的に禁止したり、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行ったりしてはならない。

(調査委員会)

第7条 理事長は、研究活動の不正行為の告発を受け付けた場合、告発された事案を調査するために速やかに調査委員会(以下「委員会」という。)を設置し予備調査、本調査を行うものとする。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

(1) 研究所所長

(2) 研究所副所長

(3) 研究所顧問

(4) 事務長

(5) その他、委員会が必要と認めたる者

3 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

6 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

7 委員は、任務上知り得た調査内容を漏らしてはならない。

8 理事長は、委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に示すものとし、告発者及び被告発者は、7日以内に異議申立てをすることができる。

9 前項に規定する異議申立てがあった場合、理事長は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(調査方法・権限)

第8条 委員会は、予備調査または本調査を行うにあたり、調査に必要な権限を有するものとし、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力しなければならない。

2 委員会は、調査の過程において、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。

3 被告発者が、委員会から再実験などにより再現性を示すことを求められた場合、あるいは自らの意思によりそれを申し出た場合、委員会は、それに要する期間及び機会(機器、経費等を含む。)を保障しなければならない。ただし、被告発者により同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合において、それが当該事案の引き延ばしを主な目的であると、委員会が判断するときは、当該申し出を認めないことができる。

4 委員会は、必要に応じ、告発等に係る研究のほか、調査に関連した被告発者の他の研究をも調査の対象に含めることができる。

5 委員会は、本調査に当たって、告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。ただし、これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しないものとする。

(予備調査)

第9条 委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際示された科学的合理的理由の論理性、告発された研究の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、あるいは被告発者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行い、理事長に結果を報告するものとする。

2 告発等がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発等に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

3 理事長は、報告を受けた後、原則として30日以内に本調査を行うか否か決定するものとする。

4 理事長は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとし、予備調査に係る資料等は保存し、資金配分機関や告発者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査)

第10条 理事長は、前条に規定する予備調査の結果、本調査が必要と判断した場合において、原則として本調査の実施決定後30日以内に本調査を開始する。

2 本調査は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行うものとする。

3 本調査を行うことを決定した場合、理事長は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるとともに、被告発者が本研究所以外の研究機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知し、調査への協力を要請するものとする。

4 当該事案が資金配分機関の資金による研究である場合は、当該資金配分機関にも本調査を行う旨通知する。

5 告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮するものとする。

#### (被告発者の説明責任)

第11条 委員会の調査において、被告発者が告発に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項に規定する被告発者の説明において、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、災害等その責によらない理由により、基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合、または、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬などの不存在が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、または告発等に係る研究を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合は、この限りではない。

4 第1項に規定する説明責任の程度及び第2項及び第3項に規定する基本的要素については、研究分野の特性に応じ、委員会の判断によるものとする。

#### (認定)

第12条 委員会は、前条第1項に基づき被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。ただし、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

2 委員会は、本調査の開始後、原則として150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定する。

3 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、委員会は、併せてその旨の認定を行うものとし、この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

4 委員会は、認定を終了したときは、ただちに理事長に報告しなければならない。

#### (調査結果の報告及び通知)

第13条 理事長は、調査結果をすみやかに告発者及び被告発者(被告発者以外で不正行為に関与

したと認定された者を含む。以下同じ。)に通知するものとする。

2 被告発者が、本研究所以外の研究機関に所属している場合は、当該所属機関にも当該調査結果を通知するものとする。

3 当該事案が資金配分機関の資金による研究である場合は、当該資金配分機関にも調査結果を通知するものとする。

4 告発等がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査で、不正行為があったと認定されたときは、取り下げなど研究者が自ら行った善後措置や、その措置をとるに至った経緯・事情等を調査結果に付すものとする。

5 悪意に基づく告発との認定があった場合で、告発者が他の研究機関の所属である場合は、当該研究機関にも通知するものとする。

(不服申し立て)

第14条 不正行為と認定された被告発者は、前条第1項に規定する通知を受け取った日から14日以内に、理事長に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 第9条に規定する予備調査の結果、本調査を行わないことが決定された場合、告発者は、その決定について、前項の規定に準じて不服申立てをすることができる。

3 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者は、第1項の規定に準じて不服申立てをすることができる。

4 不服申立ての審査は委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合において、理事長が必要と認めるときは、当該委員会の委員を交代させ、又は新たに委員会を設置するものとする。

5 不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。

6 委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、ただちに理事長に報告し、理事長は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的であると、委員会が判断するときは、理事長は以後の不服申立てを受け付けないことができる。

7 再調査を行う決定を行った場合には、委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

8 前項に規定する協力が得られない場合には、委員会は再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合にはただちに理事長に報告し、理事長は被告発者に当該決定を通知する。

9 理事長は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったとき、不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときは、告発者に通知するものとする。なお、当該事案が資金配分機関の資金による研究である場合は、当該資金配分機関にも同様に通知するものとする。

10 委員会が再調査を開始した場合は、原則として50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定

し、その結果をただちに理事長に報告し、理事長は当該結果を被告発者（被告発者が他の研究機関に所属する場合は当該機関を含む）及び告発者に通知する。

11 悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、理事長は、被告発者に通知する。

12 前項に規定する不服申立てについては、委員会は原則として 30 日以内に再調査を行い、その結果を理事長に報告するものとし、理事長は、審査結果を告発者及び被告発者に通知する。

13 第8項後段の規定は、第9項から第 11 項の通知に準用する。

#### （調査結果の公表）

第15条 理事長は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果として次の各号に掲げる事項を公表する。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があったと認定されたときは、不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。

(1) 不正行為に関与した者の氏名・所属

(2) 不正行為の内容

(3) 公表時までに行った措置の内容

(4) 調査委員の氏名・所属

(5) 調査の方法・手順等

(6) その他、理事長が必要と認めた事項

2 理事長は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果として次の各号に掲げる内容を公表する。

(1) 不正行為は行われなかったこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことも含む。）

(2) 被告発者の氏名・所属

(3) 調査委員の氏名・所属

(4) 調査の方法・手順等

(5) その他、理事長が必要と認めた事項

3 理事長は、告発が悪意によるものである旨の報告を受けた場合は、告発者の氏名及び所属を公表する。

#### （被告発者及び告発者に対する措置）

第16条 理事長は、委員会の調査の結果、次の各号のいずれかに認定された者に対し、処分を決定するものとする。

(1) 不正行為が行われたと認定された被告発者

(2) 不正行為に関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された者

(3) 告発が悪意に基づくものと認定された告発者

2 理事長は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、前項第1号及び第2号に規定する者(以下、「被認定者」という。)に対し、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

3 不正行為は行われなかったと認定された場合、調査関係者に対して不正行為が行われなかった旨を周知する等、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるとともに、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、または、不服申立ての審査結果が確定した後、すみやかに解除するものとする。

(研究に係る経費の使用停止・中止・返還等)

第17条 理事長は、本調査を実施することを決めてから委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の使用を停止することができる。

2 理事長は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、被認定者に対し、ただちに当該競争的資金の使用中止を命じ、当該研究に係る経費について、一部又は全部を返還させることができる。

3 理事長は、不正行為の事実が行われなかったと認定された場合、被告発者にとつた研究に係る経費の使用停止を解除するものとする。

(事務)

第18条 第7条に規定する委員会の事務は、事務課において処理する。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、研究活動上の不正行為について必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。